

開 札 録

- 1 入札の内容 アルミ缶売買単価
 2 入札の種類 指名競争入札
 3 落札の有無 有
 4 落札者の氏名 東市リサイクル
 5 落札の金額 140,175 円

| | 入 札 者 氏 名 | 入札保証金 種類金額 | 第1回 入札金額 | 第2回 入札金額 | 第3回 入札金額 | 備 考 |
|----|--------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 1 | (有) 岡田メタル | | 125,500 | | | |
| 2 | (有) カーレスキュー奈良 良 | | 辞退 | | | |
| 3 | 榑川本商店 | | 欠席 | | | |
| 4 | 京奈リサイクル | | 128,160 | | | |
| 5 | 榑 K-T E C H | | 116,200 | | | |
| 6 | 三洋商事榑 | | 欠席 | | | |
| 7 | 住野住設 | | 欠席 | | | |
| 8 | 東市リサイクル | | 133,500 | | | 落札 |
| 9 | 奈良市エコロジー 事業協同組合 | | 欠席 | | | |
| 10 | 平尾リサイクル | | 辞退 | | | |
| 11 | (有) 丸進商会 | | 120,300 | | | |
| 12 | 南浦商店 | | 4,000 | | | |
| 13 | 榑 I T O | | 110,000 | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |

平成22年10月7日 午前10時00分 環境清美工場 管理棟2階 見学者ホール

開札事務執行者 職氏名 リサイクル推進課長 松田好則



開催事務従事者 職指名 計画指導係長 山岡政広

印

係員 田中裕司



17.5.14
24-11
23

売買単価契約書

奈良市（以下「甲」という。）と東市リサイクル（以下「乙」という。）とは、スチール缶の売買について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、スチール缶（以下「物品」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買単価）

第2条 物品の売買単価は、1トン当たり金111,-088円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額金528円）とする。

（売買数量）

第3条 物品の売買数量は、乙が物品を搬出する時に計量した数量とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（物品の搬出）

- 第5条 乙は、次に定めるところにより物品を搬出しなければならない。
- (1) 搬出場所は、甲の集積場所とし、搬出時間は、甲の就業時間内に行うものとする。
 - (2) 物品の積み込み及び運搬は、一切乙の負担により行うものとする。
 - (3) 乙は積み込み終了後、物品を飛散させないなど、周辺の美化に努めるものとする。
 - (4) 物品を搬出するときは、奈良市衛生浄化センター等の計量器で計量し、搬出数量について甲の確認を受けるものとする。
 - (5) 乙は、甲が物品の搬出申し出をした日を含めて5日以内に搬出を行い、集積場所に物品を多量に堆積させないこと。その他甲の業務に支障がないようにするものとする。
 - (6) 乙は、甲が搬出を指示した物品の受け取りを拒否したり、又は甲が搬出を禁止した物品その他の物を搬出しないものとする。
 - (7) その他、乙は甲の指示に従うものとする。

（適正処理）

- 第6条 乙は、次に定めるところにより物品を適正に処理しなければならない。
- (1) 運搬するときは、物品が飛散又は落下しないようにすること。
 - (2) 乙は、物品を処理するときは、公害その他の環境への影響に万全を期すこと。
 - (3) 乙は、万一第三者に被害を与えた時は、乙の責任と負担において適正に処理すること。

（受入量の報告）

第7条 乙は物品の受入量を毎月末に締切り、当月分の受入報告書を翌月の5日までに甲に提出しなければならない。

（売買代金）

第8条 物品の売買代金は、前条の受入数量に第2条の売買単価を乗じて得た額とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（契約期間）

第9条 契約期間は、平成20年10月28日から平成20年3月31日までとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（契約の解除等）

第11条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が、物品の売買代金を指定期日までに納入しないとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

（損害賠償）

第12条 本契約の履行にあたり、甲に生じた損害又は第三者に及ぼした損害はすべて乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第13条 この契約書に定めのない事項またはこの契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成20年10月28日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 藤原 昭

乙
東市リサイクル

売買単価契約書

奈良市（以下「甲」という。）と東市リサイクル（以下「乙」という。）とは、アルミ缶の売買について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲のアルミ缶（以下「物品」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買単価）

第2条 物品の売買単価は、1トン当たり金140,175円（内取引に係る消費税及び地方消費税の合計額金6,675円）とする。

（売買数量）

第3条 物品の売買数量は、乙が物品を搬出する時に計量した数量とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（物品の搬出）

第5条 乙は、次に定めるところにより物品を搬出しなければならない。

- (1) 搬出場所は、甲の集積場所とし、搬出時間は、甲の就業時間内に行うものとする。
- (2) 物品の積込み及び運搬は、一切乙の負担により行うものとする。
- (3) 乙は、積込み終了後、物品を飛散させないなど、周辺の美化に努めるものとする。
- (4) 物品を搬出するときは、奈良市衛生浄化センターの計量器で計量し、搬出数量については甲の確認を受けるものとする。
- (5) 乙は、甲が物品の搬出申し出をした日を含めて5日以内に搬出を行い、集積場所に物品を多量に堆積させないこと。その他甲の業務に支障がないようにするものとする。
- (6) 乙は、甲が搬出を指示した物品の受け取りを拒否したり、又は甲が搬出を禁止した物品その他のものを搬出しないものとする。
- (7) その他、乙は甲の指示に従うものとする。

（適正処理）

第6条 乙は、次に定めるところにより物品を適正に処理しなければならない。

- (1) 運搬するときは、物品が飛散又は落下しないようにすること。
- (2) 乙は、物品を処理するときは、公害その他の環境への影響に万全を期すこと。
- (3) 乙は、万一第三者に被害を与えた時は、乙の責任と負担において適正に処理すること。

（売買代金）

第7条 物品の売買代金は、第3条の売買数量に第2条の売買単価を乗じて得た額とする。

2 乙は、前項の売買代金を、搬出毎に甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（契約期間）

第8条 契約期間は、平成22年10月7日から平成23年3月31日までとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（契約の解除等）

第10条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が、物品の売買代金を指定期日までに納入しないとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の賠償を求めることができない。

（損害賠償）

第11条 本契約の履行にあたり、甲に生じた損害又は第三者に及ぼした損害はすべて乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第12条 この契約書に定めのない事項またはこの契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月7日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川元



乙
東市リサイクル